

電気式生ごみ処理機購入費助成

氷川町では、一般家庭から排出される生ごみの減量および堆肥化による有効利用を促進するため、電気式生ごみ処理機購入費助成制度を実施しております。

処理機購入の事前申込

助成金の交付を希望される方は、処理機の購入前に町民環境課および宮原振興局 総務振興課に備え付けの事前申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

申込内容の審査および抽選(申込者多数の場合)の上、助成金交付予定者には「電気式生ごみ処理機購入承諾書」でお知らせします。

必ず事前申込を行い、承諾書を受け取った後購入してください。承諾書通知前に購入された場合は、助成金の交付対象になりませんので、ご注意ください。

◆申込受付

4月2日(月)から

◆助成基数

30基(1世帯1基とし、同居世帯は1世帯とします。)

◆交付対象者

助成金の交付を受けることができる方は、次の条件を満たす方です。

- 町内に住所を有し、かつ、居住している方
- 一般家庭において電気式生ごみ処理機を設置する場所を確保している方
- 自己の責任において電気式生ごみ処理機を適正に維持管理できる方
- 堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できる方
- 氷川町内の販売店から購入できる方
- 町税などを滞納していない方(世帯員を含む。)



◆助成金の額

電気式生ごみ処理機購入金額(消費税含む)の2分の1以内で、上限2万5000円(購入費には電源工事代や別売品、処理機の配達費用は含まれません)。

なお、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額になります。

地籍調査にご協力ください!

地籍とは

人に戸籍があるように、土地にも土地の戸籍・地番・地目・地積(面積)・所有者)があります。

これを地籍と言ひ、法務局登記所に備え付けの公図および登記簿に記載されて初めて、土地に関するいろいろな権利が法的に保護されるのです。

なぜ調査が必要か

しかし、その多くは、明治時代の初めに行われた地租改正時に作成された

地図(字切図など)が基になっています。当時の測量技術は未熟な上、短期間の調査であり、また、長い年月の間に土地の利用形態が変化したことなどにより、面積や形状が現地と整合していない場合が多くあります。これらの土地の実態を正確に把握し、国土の有効活用と保全を図るために地籍調査が必要なのです。

今年度の調査は

竜北地区においては、平成13年度より地籍調査を開始し、今年度は、「大野(笹尾・北川)と野津(法道寺・河原)の各一部」の調査を行います。

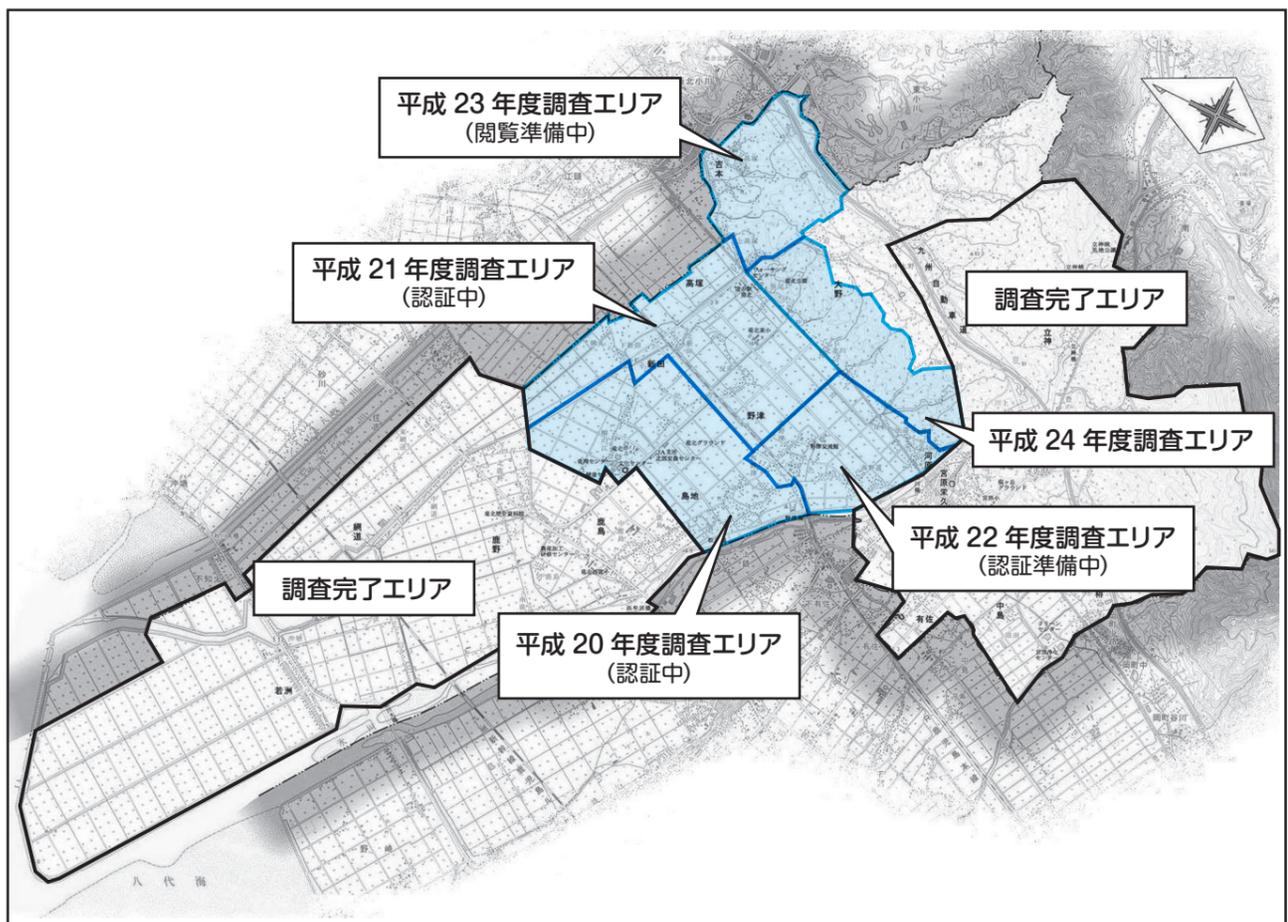
調査推進委員と町委託業者ならびに役場職員が、地権者の立会いの下、現地境界確認作業を行いますので、皆さまのご協力をよろしくお願いたします。

なお、現地での調査に先立ち、「調査説明会」を各地区の公民館などで開催いたします。該当される地権者の皆さまには、別途ご案内いたしますので、ぜひご出席ください。

【お問い合わせ先】

氷川町役場 農地整備課

☎52-58851



電気式生ごみ処理機とは?

◆電気式生ごみ処理機による効果
燃やせるごみのうち生ごみは約40%で、これを分解・乾燥化させることにより、燃やせるごみを従来よりも少なくできます。また、家庭内で保管する生ごみが無くなることにより、悪臭などに悩むこともありません。

①集積所での悪臭、汚水が無くなります。

②燃やせるごみを集積所まで運ぶ労力が軽減できます。

③燃やせるごみの排出回数を減らすことができます。

④台所での悪臭・汚水がなくなります。

⑤堆肥化された生ごみを家庭菜園、ガーデニングなどの肥料として活用できます。

生ごみを残さずお台所はいつも清潔!

◆処理できるもの
野菜・肉・魚・果物・パンなど一般的に人が食べる食材・調理物が処理できます。



※その他、一般的に人が食べられる物

【お問い合わせ先】

氷川町役場 町民環境課 町民環境係

☎52-58851

【お詫言ひと訂正】
今月、配布しました「平成24年度ごみ出し日程表」の中で、祝日等の場合の可燃物収集日欄内の「12月31日(出から1月3日)」は、曜日の誤りで、正しくは、「12月31日(月)から1月3日(木)」になります。お詫言ひして訂正いたします。